

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 0 3 0 号)

平成 2 4 年 3 月 8 日

横 情 審 答 申 第 1030 号

平 成 24 年 3 月 8 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 本 多 常 高 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年9月12日附医第345号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「 横浜市立大学附属病院医事課患者サービス担当係長が保有する特定
年月に作成された特定個人に関する文書全て 横浜市立大学附属病院特定
病棟師長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書全て」の
非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「横浜市立大学附属病院医事課患者サービス担当係長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書全て 横浜市立大学附属病院特定病棟師長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書全て」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市立大学附属病院医事課患者サービス担当係長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書全て 横浜市立大学附属病院特定病棟師長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書全て」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が平成23年8月9日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

実施機関は、本件申立文書について、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、特定の個人を名指しし、その者に関する文書の全てを請求されたものである。したがって、非開示決定等を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち特定の個人に関する公立大学法人横浜市立大学附属病院（以下「附属病院」という。）との関わりがあったことを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち特定の個人に関する附属病院との関わりがなかったことを答えることになる。その結果、特定の個人に関する附属病院との関わりの有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなる。
- (2) 特定の個人について、その者に関する文書を附属病院が保有しているか否かという情報は、当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2項第2号本文

に該当する。

- (3) したがって、条例第 9 条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件申立文書の内容は、附属病院特定病棟の看護師の言動について、法務省横浜地方法務局が調査し、実施機関にヒアリングを行ったものであり、条例第 7 条第 2 項第 2 号ただし書イ及びウにより開示が定められている情報であって非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例第 9 条の適用を誤っていると考える。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

附属病院は、実施機関が設置する医療機関であり、その医学・病院統括部医事課患者サービス担当は、患者の意見、要望及び相談、診療記録の開示等に関する業務を行い、看護部は、看護業務を行っている。また、各病棟には看護師長が配置され、看護師長が、病棟内の看護業務を取りまとめている。

本件申立文書は、開示請求書の記載から、医事課患者サービス担当係長又は特定病棟の看護師長が保有する特定年月に作成された特定個人に関する文書であると認められる。

- (2) 存否応答拒否について

ア 条例第 9 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用

すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、通常、保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること及び 開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの二つの要件を備えていることが必要であると解される。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、本件申立文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2項第2号に基づき非開示として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるとして、条例第9条に基づき、本件申立文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものである。

そこで、本件処分が前記(2)イに述べた存否応答拒否の要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

ウ 本件請求は、特定の個人を名指しして行われたものである。そのため、本件請求に対して、開示決定又は非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定を行った場合は、本件申立文書が存在すること、すなわち特定個人が附属病院と関わりがあるという情報を明らかにすることになる。また、不存在を理由とした非開示決定を行った場合は、特定個人が附属病院と関わりがないという情報を明らかにすることになる。

エ このような情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第2項第2号本文に該当し、非開示となる情報といえる。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 以上のとおり、本件請求に対し開示決定、非開示情報該当を理由とした非開示若しくは一部開示の決定又は不存在を理由とした非開示決定をするだけで、特定

個人が附属病院と関わりがあるか否かという、非開示となる情報を開示したと同様の効果が生じることとなる。

したがって、本件処分は存否応答拒否の要件を備えたものといえる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第 9 条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 23 年 9 月 12 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 23 年 9 月 22 日 (第 192 回 第一部会) 平成 23 年 9 月 27 日 (第 199 回 第二部会) 平成 23 年 10 月 7 日 (第 126 回 第三部会)	・ 諮問の報告
平成 24 年 1 月 26 日 (第 199 回 第一部会)	・ 審議
平成 24 年 2 月 9 日 (第 200 回 第一部会)	・ 審議